

○厚生労働省
農林水産省 令第一号

大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第四条第二項及び第十六条第二項の規定に基づき、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年^{厚生省}農林省 令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「[㊦]」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。